

介護保険課からの報告・連絡事項



目次

事件・事故の報告について

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等
ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（令和6年度）について

地域密着型サービスにおける運営推進会議運営推進会議および
介護・医療連携推進会議について

生活保護受給者への介護サービスを提供した際の介護報酬の請求方法について

前年度実績が必要な加算について

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について

化学物質過敏症について



事件・事故の報告について

サービス提供中の利用者の事故等での報告の範囲について

- ・ 医療機関を受診または入院した場合
- ・ 事業所以外でも、利用者自身や第三者が事故の起因となる場合
- ・ 利用者の疾病により死亡したと考えられる場合でも、死因に嫌疑の可能性がある場合
- ・ 施設内における事故のほか、送迎、通院、レクレーション中などの施設外の事故も含む

コロナやインフルエンザ等における感染症に係る報告書の範囲について

10名以上又は全利用者の半数以上の同一の感染が発生した場合

※発生時のみの報告とし、その後の経過についての報告は不要です。

事件・事故の報告についてのお願い

- ・事故の報告書は原則として市の様式を用いて報告してください
 - ・事件及び事故発生後はメールもしくはFAXにて速やかに報告をしてください
 - ・メールやFAXでの報告が早急にできない場合は、電話にて一報を入れてください
 - ・毎月、ヒヤリハットなどを見直し、事故等報告すべきものがあれば、その時点で報告書を提出してください
- 〈第2報について〉
- ・事故発生後、1週間以内に第2報の報告を提出してください
 - ・第2報の報告には、事故防止委員会の議事録等を添付してください

事故、事件の報告の提出について

提出先 介護保険課 支援係

提出方法 メール kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp もしくは FAX 058-267-6015

事故・事件発生時の報告事項各様式の掲載場所

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004987.html>

岐阜市トップページ> 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード (介護保険)
> 事業所・施設における事故・事件報告の様式等

事故・事件等報告書 様式①

報告対象	報告期限	報告事項
(1)サービス提供中の利用者の事故等 ・死亡 ・重症	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1による ・様式1-2による
・上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から1週間以内に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-3による
(2)虐待（疑いを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-1による ・様式1-2による
(3)火災 ・消防機関に出動を要請したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・発生から24時間以内に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2-1（総括表） 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式2-2（個票）
(4)入所者等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（判明）から24時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3による
(5)法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（判明）から24時間以内に第一報を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式

事故・事件等報告書 様式②

報告対象	報告期限	報告事項
<p>(6)食中毒・感染症 (疥癬を除く。)</p>	<p>ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>(介護保険課及び高齢福祉課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式4-1、4-2、5-1、5-2による <p>(地域保健課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る集団発生報告書による
<p>・疥癬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生（発見）から1週間以内に報告 	<p>(介護保険課及び高齢福祉課への報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式5-1、5-2による
<p>(7)災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6による
<p>(8)その他、報告が必要と認められる事故・事件の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（令和6年度）について

令和6年度計画書の提出期限

令和6年4月15日 必着

加算の新規に取得、現行加算区分の変更する場合

- ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

現行加算区分を継続する場合

- ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書

加算の取得を辞退する場合

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

地域密着型サービスにおける運営推進会議および 介護・医療連携推進会議について

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）は、地域密着型サービス事業所が、利用者、区市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として設置するものです。

構成員

- ・利用者や利用者の家族
- ・地域住民の代表（町会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）
- ・岐阜市役所介護保険課職員
- ・地域包括支援センターの職員 等

会議内容(参考)

- ・事業運営の基本方針
- ・日常サービスの提供内容や定例行事の実施報告
- ・利用者の構成（年齢、要介護度、利用年数等）
- ・事故報告（発生状況、再発防止策等）
- ・利用者の健康管理に係る取り組み（熱中症や感染症に対する取り組み等）
- ・非常災害対策の取り組み（消防計画の策定・見直し、避難訓練の実施等）
- ・地域連携の取り組み（地域行事への参加、異年齢交流、ボランティアの受入れ等）

開催事業所と開催頻度について

運営推進会議

サービス種類	開催頻度
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2カ月に1回
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	おおむね6カ月に1回

介護・医療連携推進会議

サービス種類	開催頻度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね2カ月に1回

令和5年9月以降の運営推進会議等の開催方法について

対面方式の開催を基本とします。

書面開催、延期、中止等は原則認められません。

会議の実施にあたっては、オンラインによる実施が可能です。

利用者又はそのご家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について同意を得る必要があります



生活保護受給者へ介護サービスを提供した際の介護報酬の請求方法について

介護保険被保険者で、生活保護受給者の自己負担分（介護費用の1割）は、原則、介護扶助として生活保護法により負担され、生活保護受給者の自己負担はありません。

一方で、生活保護受給者の年金等収入状況により、介護費用の1割分のうち、その一部を自己負担する場合があります。

国保連への請求の際は、岐阜市福祉事務所が発行する「介護券（又は介護券連名簿）（※）」に記載された、「公費負担者番号」、「生活保護公費受給者番号」を介護給付費明細書に転記してください。また、利用者には、介護券記載の「本人支払額」をご確認のうえ正しく請求をお願いします。

※岐阜市福祉事務所から毎月発行されます。（生活保護の開始時期により遅れる場合があります。）

実績が必要な加算等について（一部抜粋） ①

サービス種類	加算等の名称	要件
訪問介護	特定事業所加算Ⅰ	介護福祉士等の有資格者の割合、利用者総数に占める重度要介護者の割合
	特定事業所加算Ⅱ	(介護福祉士等の割合要件で算定する場合)介護福祉士等の有資格者の割合
	特定事業所加算Ⅲ、Ⅳ	利用者総数に占める重度要介護者の割合
	特定事業所加算Ⅴ	勤続7年以上の介護職員の割合
訪問看護	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	勤続年数7年(Ⅱの場合は3年)以上の職員の割合
通所介護	事業所規模区分	前年度1月当たりの平均利用延人員数が、①750人以内(通常規模)②900人以内(大規模型Ⅰ)①②に該当しない事業所(大規模型Ⅱ)
通所介護 地域密着型通所介護	中重度ケア体制加算	前年度又は、前3か月の利用者の数で要介護3～5の人の割合
	認知症加算	前年度又は、前3か月の利用者で日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動のある人の割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士の割合の他、次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員の割合
居宅介護支援	特定事業所集中減算	正当な理由なく、前6か月に作成したケアプランで同一のサービス事業者による提供の割合
短期入所生活介護	看護体制加算Ⅲ、Ⅳ	利用者総数に占める重度要介護者の割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士の割合の他、次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員の割合

実績が必要な加算等について（一部抜粋） ②

サービス種類	加算等の名称	要件
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	日常生活継続支援加算Ⅰ、Ⅱ	(a)～(c)いずれかに該当すること (a)前6月間又は前12月間の新規入所者のうち、要介護4または5の者の占める割合 (b)前6月間又は前12月間の新規入所者のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の占める割合 (c)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士の割合の他、次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員の割合
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士の割合の他、次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員の割合
介護医療院	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士の割合の他、次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員の割合
特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合、 (Ⅲの場合は介護福祉士の割合の他、次のいずれかを満たしていても算定可能) 常勤職員の割合、勤続7年以上の職員の割合

(※) 介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算の同時算定はできません。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所が無いために駐車禁止場所に駐車せざる得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能です

駐車禁止場所における駐車許可の申請について

オンライン申請

警察庁行政手続きサイト (<https://proc.npa.go.jp/portaltop/SP0100.html>) を経由して行ってください。
各警察署にメールしても対応はできません。

(ア)・(イ)のいずれかに該当する場合のみ対象（該当しない方は、各警察署窓口でお手続きをお願いします。）

(ア) 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち

- ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
- ・ 運転者の追加又は変更の申請
- ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請

(イ) 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

警察署にて申請

岐阜県警察申請届出手续案内・様式ダウンロードサービス (<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/5493.html>)

添付書類：駐車場所図2枚、自動車検査証の写し2枚、その他

提出時期：駐車する日の3日前（行政庁の休日を除く）

提出先：駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課

化学物質過敏症について

化学物質過敏症とは

わずかな化学物質に反応して、身体的または精神的に様々な症状が生じます。原因の化学物質にさらされなくなると、それらの症状が改善したり、治癒したりします。

しかし、原因の化学物質に反応すると、再び同じような症状が生じます。化学物質に反応するかどうかは個人差が大きく同じ化学物質でも発症する人、しない人がいます。

原因となる化学物質

世の中の化学物質のすべてが原因になりえます。身近な化学物質として殺虫剤や農薬を始め整髪剤や香水などの香料、自動車などの廃棄ガスが原因になりやすいと考えられています。

化学物質過敏症の対応と予防について

化学物質過敏症の予防の一つに、原因の化学物質にさらされないようにする方法があります。香水や柔軟剤などの香りの強いものは使用をしない、または、控えるなどの配慮をお願いいたします。

香料自粛のお願い

～その香りに困っている方がいます～



香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・
シャンプー・制汗剤などに含まれる

香料は、アレルギー体質や化学物質過敏症^(※)の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがありますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。



※「化学物質過敏症」※2017年10月25日現在

ある程度の量の化学物質にさらされる、少量でも長時間繰り返しさらされることで発症するといわれています。また、いったん発症すると、その程度で少量の化学物質に対しても、頭痛、めまい、気管支炎の症状など、様々な症状があらわれるといわれています。